

## メキシコとインドの文書館

小西 四郎

### (一) メキシコの文書館

メキシコ国の首都メキシコ市は、海拔約二千二百米の高地にある。このためアジアでいえば台湾とフィリッピンの中間の位置である北緯二十度という亜熱帯にありながら、気候は極めて快適であり、冬の最も寒い時でも日本の十一月末ぐらい、夏もさほど暑くはない。この国の面積は百九十六万九千平方料、人口約三千五百万人で、日本の約五倍の面積、三分の一の人口である。全体として低開発国であり、日本と比べて種々な面で後進性を示している。例えば初等教育の普及率は約三十パーセントであり、この数字は日本でいえば明治十年代ごろと同じである。私の印象では、メキシコの現在の状態は、ほぼ日本の大正期のそれに近いものであった。

だがこのようなメキシコ国にも、国立文書館が設けられていて、そこには十六世紀以降の膨大な史料が保存されている。メキシコ国立文書館はメキシコ市の政庁(パレス)内にある。政庁は、日本でいえば首相官邸兼総理府ともいべき官庁である。

メキシコにスペイン人が侵入をはじめ、同地を植民地としたのは十六世紀初頭のことである。それから約三世紀間スペインの統治がつづき、十九世紀はじめに漸くメキシコは独立した。しかしその後内乱がつづき、政情が一応安定したのは二十世紀に入ってからである。このような事情から、メキシコ国立文書館所蔵史料はスペイン統治関係のものが圧倒的に多く、直接東洋に関係する史料は、独立以降のもの

でもさほど多くはない。日本が正式にメキシコ国と国交関係を持つようになったのは、明治時代に入ってからである。私の命ぜられた史料の調査・研究範囲は、一八七七(明治十)年以前のものとされているので、そのような時期の日本と直接関係する史料が、果して存在するかどうか、同国に出発する以前はつきりとしていなかった。

だがメキシコと日本は、十七世紀はじめにただ一度であるが、深い関係を持った。それは一六一三(慶長十八)年仙台藩が、支倉六右衛門常長をローマ教皇のもとに派遣し、その往復ともに使節がメキシコを横断したことである。支倉常長は同年九月(日本暦)太平洋を横断して翌年三月メキシコの太平洋岸の良港アカプルコに到着した。ついで使節一行はメキシコ市に向い、約四百料の道を踏破して同市に入り、滞在約二カ月、大西洋岸のベラクルス港に向った。メキシコ市とベラクルス港間も約四百料の道程で、同港に到着した使節一行は、一六一四年六月大西洋横断の途に上った。一行は無事ローマに到着して使命を果し、帰路も往路と同じ道を経由し、メキシコ大陸を横断、一六一七(元和三)年アカプルコ港を出帆し、マニラを経由して一六二〇(元和六)年八月帰国したのであった。この使節一行は数十名で編成され、その中の一部の人々は使節がローマから帰るまでメキシコ市に滞在した。この日本使節関係の史料が残存しているのではなからうかということが、メキシコにおける私の史料調査の最大の関心事であった。

その点については後に述べるとして、ここでメキシコ国立文書館の機構やその運営の様相について記して置こう。政庁の西南隅の一・二階を占める同館には、館長以下約四十名の館員が勤務している。館員は、史料研究・目録作製・出納・写真撮影等、各自専門の仕事に従事している。開館は日曜・祭日を除き午前八時から午後二時半迄(土曜は午後一時迄)で、歴史研究者はもちろん一般市民も自由に史料を閲覧することができる。閲覧室は三十名程度の収容能力があるが、私が

文書館を訪ねていた間、毎日閲覧に来る人は五・六名程度にしか過ぎなかった。タイプライターを持ち込んで史料を写している研究者もあり、写真による複写も所定の願書を出すと簡単に許可される。マイクロフィルム撮影機も備えられていて、複写に応じてくれる。なお貴重史料の常設展示室も設けられている。

史料はコンクリート造りの建物の中の鋼鉄製の書棚を備えた書庫に取められていて、出納者に口頭で依頼して史料を出してもらうことになっていて、史料請求用紙は作られていない。公開される史料は、一部特殊なもの以外は一九一〇年以前のものである。全史料は極めて膨大な量であり、それらが次のように適宜分類されて書架に収まっている。分類は先ず植民地時代以前の史料と以降のそれとに二大別され、さらに諸部門に区分され、その部門毎にほぼ年代順に配列されている。史料の数にして百点前後が一冊にまとめられて製本されているが未製本のまま括られているものも少くない。製本されている冊数約三万、未製本のままのもの約三万五千、計六万五千に及び、一冊平均約百点の史料とすれば史料数は六百五十万点である。

その諸部門とは、例えば次の如きものである。(一)売上税(六五六冊)(二)戦争に関する一般文書(一、四六三冊)(三)布告及び法令(五一冊)(四)国有財産(二、五〇〇冊)(五)民事関係(三、〇〇〇冊)(六)宗教裁判所(一、七〇二冊)(七)裁判(六七九冊)(八)勅許証(二八四冊)(九)学校(九二冊)(十)刑事関係(七五〇冊)(十一)歴史(五七六冊)(十二)戦争一般(一、〇八二冊)(十三)不義(二九四冊)(十四)イエズス会(一〇五冊)等であり、この外病院・領事館・大学・土地などの部門もある。

製本済の史料は一点毎の史料名目録(年代及び簡単な内容を示すもの)が作られていて、それがタイプに打たれている。これを通覧することによって、一応どのような史料が存在するかを知ることができ、もちろんこれ等の史料は、すべてスペイン語で書かれている。私は英語を解するメキシコの大学生や、メキシコに留学している日本人

学生の援助をうけて、これらの目録の中から、日本関係史料を捜した。そして原史料に当たったが、それは数世紀前の手書きのものであり、学生諸君も読解に苦しんだ。直接日本に関係する史料はこれをマイクロフィルムに撮影したが、その点数十七、フィルム齣数にして二百六十五である。その中の二・三の史料名を示すと左の如くである。

- (一) アカブルコの代表者は、日本の軍艦の到着について報告し、前記の船でもたらされた書翰を送った(一六一四年)
- (二) アカブルコの代表者から、重病のセバスチャン・ビスカイノを乗せた日本軍艦の入港を知らせる手紙(一六一四年)
- (三) 長崎に於ける日本人キリスト教信者の殉教について(一六一五年)

(一)は明らかに支倉使節関係の史料であり、(三)は当時既に開始された江戸幕府のキリスト教弾圧に関するものである。この外いくつかの史料があるが、その一つ一つの内容の解明は、この方面の専門家の協力を得なければならぬと考えている。

私の見た限り、直接中国に関係する史料も極めて少なかった。しかしマニラ関係の史料は多く、数千点存在することが確認されている。マニラ関係のものを検討していくと、その中に日本に関連する史料もあるのではないかと思われたが、しかし短期間の滞在ではそこまで追究することはできなかった。従って将来スペイン語に堪能な研究者が、かなりの時間をかけて調査に当ればそれなりに成果が上がるのではないかと思った。

各省庁等の史料で三十年以上経過したものは、十年目毎に国立文書館に移管されることとなっている。しかしこの事は現在忠実に行なわれていない。それは国立文書館の収容能力が既に限界にきていて、受け入れる余地がないからである。文書館長は近い将来アメリカの国立文書館に匹敵するような大規模な新館の建設を計画していると語っていた。このような事情のため、私はどこかの官庁の記録保存状態を見

学したいと考えた。交渉の結果文部省を訪問し、同省の近代文書がどのように保管されているかを見ることができた。そこでも史料が整然とよく保管されていたが、しかし国立文書館同様、増加する一方の史料をどうするか頭を悩ましていた状態であった。

メキシコには国立文書館の外、いくつかの地方文書館も設けられている。私はメキシコ大学のクノート教授に案内されて、メキシコ市から約百軒東にあるプエブラの町を訪ね、そこにある文書館を見学した。この町は支倉使節がベラクルスへ行く時に通過した古い町である。文書館は図書館と隣り合せて設けられているが、館員僅か二人という貧弱なものであった。しかし十六世紀終りごろからの史料がかなり残っていて、それらは年毎に一括されていて、十八世紀ごろまでは一年一冊程度、それ以降は毎年二―三冊程度の量である。使節が同市を通過した年の史料の中に、或は関係史料が発見できるのではないかと思っただけで、確認することはできなかった。

なおメキシコにおいては、アカプルコ港及びベラクルス港への小旅行を行った。支倉使節一行がどのような道を歩いたか、それを追ってみたからであり、史料的な収穫はなかった。両港へは立派な自動車道路がつくられていて、共にバスで約八時間の行程である。この自動車道路は、旧道を利用したり或はそれと並行して造られているので、ほぼ使節の通過した土地を望見することができる。悪路を歩んだ一行の辛苦のさまを偲ぶことができた。

なおメキシコ市では国立図書館、国立大学を訪問し、前者においては十六世紀前後の貴重な版本を閲覧し、そのいくつかをマイクロフィルムに収めることができた。

## (二) インドの文書館

メキシコからヨーロッパを経由してインドのボンベイに到着したのは昭和四十二年一月七日の早朝であり、ついで翌日ボンベイから空路

ゴアに至った。私のインドにおける史料調査の主要な目標は、ゴア文書館とインド国立文書館の二つであった。ゴアについては出発前同文書館を訪れたことのある広島女子大学学長土井忠生氏について種々教示を受けたが、一月が最も涼ぎやすい月と聞いていた。ところがその一月のゴアの気候は、日本の七月にも匹敵するほどの暑さで、寒いヨーロッパからいきなり夏の世界に放り出された。しかし暑いといっても日陰はサラリとした感じで、史料調査に当たってもさほど苦しい思いをしなかったのは幸いであった。

ゴアは七年前まではポルトガル領であったが、インドはこれを強行接收して政府直轄地とした。ゴアの政庁所在地バンジャム町には、ポルトガル政府によって文書館がつくられていたが、それはそっくりそのままインド政府に引つがれた。ゴアはポルトガルの東洋進出の拠点であり、従ってこの文書館には日本関係の史料が残されていることは一応わかつていた。しかしどの程度のものか、どのような状態のもとに残存しているかは明確でなかった。これを調査することが先ず私のインドにおける仕事であった。

ゴア文書館はこじんまりとした一階建の木造建築で、インド人の館長以下十五名足らずの館員によって運営されていた。閲覧に来る人もほとんどなく、私のゴア滞在中にこの館を訪れた人はインドの大学教授ただ一人であった。数人が閲覧できる部屋が一応つくられているが、このような利用状況であり、史料の出納はメキシコと同様口頭で行われていた。同文書館所蔵史料目録は刊行(一九五五年刊)されており、従ってそれによってほぼどのような史料が保管されているかわかる。

ポルトガルのゴア経営が開始された十六世紀前半にはじまり、二十世紀初頭に至る間のかなり大量の史料が収蔵されているが、それらはすべてポルトガル語の手書の史料である。これらの史料の中から直接日本に関係のあるものとおぼしき史料を探し出すことを、目録の編纂

者 Panduronga S. S. Pissurlencar 氏(前文書館長でポルトガル人のただ一人のゴア残留者)のアドバイスを受けて行ったが、それはかなりの量に上った。これをマイクロフィルムに撮影しなければならぬのであるが、文書館には撮影機械はあるが技師はいなかった。そこでパンジャム町の写真技師と交渉して撮影してもらおうことにしたが、その技師もフィルムを所有していない。これはボンベイで購入しなければならず、しかもその購入も容易ではないとの話であり、そこで撮影すべき史料名を記入し齣数を数えて、できるだけ早くこの仕事を完成してもらいたいと依頼した。昭和四十二年末に至ってもなおフィルムは未入手で、写真技師と手紙を交換し、督促に努めているので近い将来入手できる見込である。インドは輸入制限がきびしく、このようなフィルムの入手も容易でないようである。撮影を依頼した史料名とフィルム齣数は左の如くである。

Japan. (Japan)

—Contas das rendas das Provincias do Japão. 1576~1772 (18  
マ)

—Idem do sequestoro dos bens da Provincia do Japão. 1767~  
1769 (15マ)

—Balango da Provincia do Japão. 1759 (65マ)

—Fundação do Seminário do Japão. 1720~1762 (20マ)

Provisoes, alvarás e regimentos.

—Provisões, alvarás e regimentos. 1515~1598 (281マ)

—Provisões e Regimentos. 1539~1614 (310マ) (総計七〇九  
齣)

以上の外、十六世紀から十七世紀にかけての史料の中には日本に關係する記事を含むものも相当量に上ることが推察できたが、それらの調査にはポルトガル語に堪能な人が、かなり日教をかけて行なわなければ成果があらぬのではないかと思う。なおゴアにおける史料調

査に当っては、日本商社と取引のある同地のチヨグリー及びデンポール両商会から多大の援助を得た。この紙上を借りて謝意を表して置きたい。

ニューデリーには国立文書館があり、その規模は、ヨーロッパ一流国のそれにくらべて遜色のない堂々としたものである。館員は約百五十名で、書庫の設備や写真撮影の機械等もよく整っていた。特に感心したのは学生専用の閲覧室で、それは一般閲覧室と別に設けられていて、約三十人を収容できるものであり、ほとんど個室に近い机で学生たちが研究に当たっていた。インドは全体として低開発国であり、メキシコ以上に後進的性格が濃厚であるが、その国にもすばらしい国立文書館がつくられていることは、私たちの大いに反省しなければならぬことであろう。もともとニューデリーのそれはイギリスの、ゴアのそれはポルトガルの遺産の継承であり、インドが自力で設けたものではない。それとしてもよくそれを受けついで運営されている。

国立文書館の史料の目録は、各年毎に各国別に分類され、印刷されている。従って史料の調査は比較的容易であり、この目録によって左記の史料をマイクロフィルムに撮影することができた。

I. Certain privileges conceded by the Emperor of Japan to British Ships visiting the ports of Nagasaki and Hakodadi. (17. Aug. 1855. 5 Feftt.)

II. Publication in the Official Gazette of Convention with Japan ratified on 9. Oct. 1855. (2 Feftt.)

III. Proceedings of Her Majesty's Vessels employed in the seas of Japan and Ohotsk during the Summer. (30. Nov. 1855. 12 Feftt.)

IV. Ditto. (30. Nov. 1855. 2 Feftt.)

V. Ratification of Treaty with the Emperor of Japan. (30. Nov. 1855. 16 Feftt.)

VI. Ditto. (1 Feft.)

VII. Convention between England and Japan. (13. Feb. 1856  
16 Feft.)

VIII. Treaty between H. Majesty and the Emperor of Japan  
relative to certain ports being open to British Ships and Port  
Regulations Ships whilst in Harbour. (25. April 1856. 7 Feft.)

IX. Provision for exercise of Jurisdiction over British Subjects  
in Japan. (31. Mar. 1859. 2 Feft.)

X. Letter to H. Majesty's Consul General in Japan, respec-  
ting a supply of sulphur from that place. (Nov. 1861. 3 Feft.)

XI. Japanese Gentlemen on a visit to Assam. (Nov. 1876. 22  
Feft.)

XII. Visit of Japanese Gentlemen to India in view of studying  
tea cultivation in Assam. (Aug. 1878. 11 Feft.)

以上十二点、フィルムの齣数は八十六である。何れも幕末期から明治初期関係史料であり、ここにはそれ以前の直接日本に関係する史料は存在しない。それらは多分イギリスのパブリック・レコード・オフィスに移されたのであろう。私はメキシコからインドに赴く途中、このパブリック・レコード・オフィスをはじめ、オランダ、フランス、ポルトガル、スペイン、イタリー各国の国立文書館をも見学したが、それらが何れもよく整備されたものであったことを附記しておく。

## 特殊研究

### 古記録・古文書の善本による歴史学の総合的研究

表記の課題により文部省から研究費の交付を受けた特殊研究(研究代表者所長竹内理三、協同研究者教授桃裕行、同玉村竹二、助教授齋木一馬、同山中裕)は三年目を迎え、前年に引続き、古記録の調査、復本作製に力を注ぎ、一応本年を以て完了した。本研究の趣旨は、本所における古記録の研究が、明治以降の西欧史学の刺戟による古文書学の隆盛に比して著しく立遅れたことと、古記録が概して古文書に比して一点の分量が多く、復本作製が困難であったこと、その他の事情によって、古記録の原本、古写本は固より、流布の写本すら架蔵が少く、編纂、研究に多大の不便を感じていた一方、近時マイクロフィルムによる復本作製技術が進み、諸本の所在も明かとなってきたので、今回の研究費により、更に古記録の所在、内容の調査を行うと共に、所蔵者の好意、協力を得て、多くの古記録の原本、古写本等を撮影、引伸、製本して、編纂、研究に資するにあつた。本年中に復本作製したものは左の通りである。

菊亭家所蔵(京都大学附属図書館保管) 「言国卿記」以下二点、二冊、二九九齣

京都大学附属図書館所蔵 「塵芥」一点、二冊、二三三齣

宮内庁書陵部所蔵 「花園院宸記」以下一〇点、七九卷(一冊)、四、八一七齣

天理図書館所蔵 「嵯川親元記」以下四点、四卷(冊)、一〇六齣

東洋文庫所蔵 「光業卿記」以下二三点、四六卷(冊)、一、八一九齣

内閣文庫所蔵 「久安五六年日次記」以下四七点、七七卷(冊)、三、八二三齣

東山御文庫所蔵 「光明院宸記」以下三八点、二〇一卷(冊)、四、二八八齣